

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和3年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和4年1月20日（木） 午後1時30分から午後3時まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 清水 彩子、比留間 英世、前田 善信、柳下 一美 保険医代表 亀井 隆雄、三條 治、永島 剛 公益代表 石黒 照久、岡本 皓夫、宮崎 文永、 欠席者：保険医代表 吉野 保江 公益代表 靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 山梨 麻佐子 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長、保険年金課主任、保険年金課主事（国民健康保険係）
報 告 事 項	第1回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「令和4年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第1回会議録 ・ 資料2 令和4年度国民健康保険税率等について ・ 資料3 モデルケース別影響額
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1)： 事務局が示した確定係数に基づく税率の改定案を決定した。また、次回の会議において、答申案の審議を行うため、事務局が送付する答申案を事前に確認する。 議題(2)： 今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議日を令和4年1月28日に設定の上、書面開催とする。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	開会 （会長） 定刻となったので、令和3年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は10名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。次に、傍聴の許可について、事務局から報告をお願いします。 （保険年金課長） 本日の会議について、1名の方から傍聴の申請があり、会長においてこれを許可したので、報告する。 （会長） 次に、会議録署名委員の指名について、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として柳下委員、保険医代表として三條委員、公益代表として石黒委員を指名する。 報告事項 第1回会議録について 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、第1回会議録の一部修正があったため、本日修正後の会議録を机上に配布した。修正後の会議録において会議録署名委員に署名をしていただきたい。被保険者代表の前田委員、保険医代表の亀井委員に署名をしていただき、公益代表の靱山委員については本日欠席のため明日以降に署名をしていただくので、よろしく願います。 （会長）

説明について質疑等はあるか。

【質疑・意見等】

(委員)

質疑等なし。

(会長)

質疑等なしと認める。

議題(1) 諮問事項の検討について

「令和4年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

資料1から資料2に沿い、①令和4年度国民健康保険税率等について（令和4年度国保事業納付金、標準保険税率算定結果、確定係数に基づく本市の税率（改定案1））、②モデルケース別影響額について説明を行った。

【質疑・意見等】

(会長)

説明について質疑等はあるか。

(委員)

今回納付金額が示されたが、他の市の納付金はどのような状況であったのか。

(保険年金課長)

本算定において、本市では、仮係数からの納付金額との比較で、98.1%で、4,294万4,970円の1.9%の減額とされている。東京都全体においても、仮係数に対し同様に98.1%とされ、1.9%の減額となっている。近隣自治体においても同様の割合となっている。納付金の減額の金額では、清瀬市が4,580万5,901円、東大和市が4,765万2,356円、福生市が3,773万136円とほぼ同規模で減額されている。

(委員)

仮係数から確定係数になり4,200万円ほどの減額になったことについて、受診控えがあった月の算定について説明いただいたがこのことについてもう少し詳しく伺いたい。

(保険年金課長)

確定係数で変更となった理由については、東京都の資料によると、給付費の推計において、仮係数で補正した受診控えのあった月（4月・5月）の影響等を加味し、確定係数では受診控えの反動により過大となっている可能性のある診療月（令和3年3月分）を再度補正した結果、一人当たりの給付費が減少したことが主な理由としている。

(委員)

前回の会議で、課長会等で東京都に要望が出されたと聞いたが、その内容が受けとめられた結果ということか。

(保険年金課長)

前回の会議の中で26市の課長会、特別区課長会、区長会及び市長会の中で、算定の見直しや支援について要望したことを説明させていただいた。今回の納付金の確定値については、要望が反映されたものと理解しているが、通常の仮係数から確定係数で試算を示す中で出たもので、要望に対する回答という形で示されたものではないと考えている。

(会長)

一般会計からの繰入金で5億4,092万1千円であることについて、国保財政健全化計画と差はあるのか。

(保険年金課長)

東京都に提出している国保財政健全化計画については、毎年法定外繰入金を約4,104万円削減していく計画になっている。法定外繰入金見込額は、令和3年度の当初予算に対しての法定外繰入金額から約4,104万円の額を削減した

額になっていないため、国保財政健全化計画を満たす法定外繰入金額にはなっていない。令和3年度の確定係数との比較で、納付金については億単位の増額が示された中で、前回議論いただいたようにどのように納付金を賄うかについては、税率改定で賄う部分と法定外繰入金で賄う部分のバランスの中で今回の改定案を決定していただいたが、国保財政健全化計画を達成する法定外繰入金の縮小規模にはなっていない。

(会長)

そうなる国保財政健全化計画が変動すると思うが、国保財政健全化計画自体を再提出する又は計画変更するといったことについて東京都からの指示はあるのか。

(保険年金課長)

東京都の方からは基本的には国保財政健全化計画どおりの削減を求められるが、法定外繰入金を投入したことによって国保財政健全化計画を変更するような指導は現時点ではない。令和12年度まで毎年度約4,104万円を削減していく計画の中で、今後東京都が納付金を同じ規模で示した場合、また医療給付費が同じ規模で変わってきた場合については、残りの計画期間の中で毎年約4,104万円を減らしていくことができるのかといった議論は生じると考える。次年度以降の納付金または次年度以降の医療給付費の規模を見た中で、今の国保財政健全化計画の残りの期間で、毎年度の削減額が約4,104万円であることが適切な規模か、妥当な規模かの現実性については考えていかなければいけないと思う。

(会長)

国保財政健全化計画と差異が生じて計画どおりに進まない場合や計画変更もできないとなった場合、負担金や調整交付金等の交付金関係について指導等はあるのか。

(保険年金課長)

現在、国保財政健全化計画の変更には至っていないが、実態として国保財政健全化計画を満たしていない状況があるため、先ほど申し上げた今後の医療給付費の伸びや納付金の推移を見た中で、国保財政健全化計画の期間内で削減すべき規模については精査し検討していかないといけないと考えている。ただし、このことについて東京都からこうすべきといった指導は現時点で特にない。指導等についてだが、国と東京都の方から医療費の適正化について保険者努力支援制度という制度がある。その中の複数ある評価指標の項目の中に、国保財政健全化計画の作成有無や作成があればどの程度達成できたかなど、法定外繰入の国保財政健全化計画の達成度合いの項目がある。今までは達成できていればプラス点というような評価であった。今後については、達成状況によっては、保険者努力支援制度の交付金の中の評価指標として減点という評価指導が盛り込まれる予定であるため、指導等の表現が適切と言えるかわからないが、影響があるとすればこの部分に影響があるのではないかと考える。

(市民部長)

保険者努力支援制度についてだが、これは保険者における医療費適正化や保健事業に対する取り組み等を評価して、基準を達成した保険者に対して交付金をプラスで交付するというような制度になっている。その中の指標の一つとして、法定外繰入の解消等という項目がある。令和3年度の指標では、前々年度の削減予定額を達成している自治体についてはプラス30点加算され、逆に前々年度の削減予定額が達成されず、法定外繰入金の金額が増加している自治体についてはマイナス25点されるといった指標になっている。毎年度この評価の基準と指標は、若干変わってくるが、来年度についても例えば法定外繰入金の金額が増加している場合はマイナス点がつけられ交付金の額が減るといった状況になると考えている。

(委員)

前回の資料を参照すると、武蔵村山市の一人当たり法定外繰入金は東京都内で17位であり、国保被保険者の一人当たり総所得金額が東京都内で26位であ

る。例えば、一人当たり法定外繰入金が1位及び最下位の自治体について、東京都としてはどの程度繰入れするように示されているのか。武蔵村山市は国保被保険者の一人当たり総所得金額が低いため自己財源が少ないと思うが、それに比べ自己財源が多い自治体のほうが税の負担が少なくなる傾向にあることも考えないといけない。東京都に対して、法定外繰入金の状況等の財政力によって偏らないような要請をしたほうがいいのではないかと考える。また、都民であれば税負担も平等であるべきであると考え。折角都道府県化したのであるから、税率を一律にすることや均等割を一律にすることなどを市として要請をしてもらえるとありがたいと思う。

(保険年金課長)

1点目の国保財政健全化計画については、国では、原則6年間の中で法定外繰入額を0にする形だが、実際6年間で行う自治体は少数派で、現時点の調査の中では、平均すると15年ぐらいの期間となっている。2点目の財政力に応じた財政運営についてだが、国保事業の財政運営の主体は都道府県であり、納付金を算定するにあたり、各保険者に対して医療費や所得状況や減免の割合等を定期的に報告しているが、このような中で医療費や所得状況等を踏まえて、各保険者の財政運営の状況に合わせて納付金を補正する形になっている。そのため、自治体ごとに国保財政の状況によって適切な納付金が示されるべきだと思う。今回一律に仮係数の中で約9%以上の医療費分の増加分が出たが、このような部分についても東京都の責任において納付金を補正することを踏まえ、算定方法の見直しを各自治体であわせて要望した経緯がある。

(委員)

武蔵村山市も決してよい財政状況ではないため、引き続きぜひ東京都に負担してもらおうような要請をしていただければと思う。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは、事務局から示された確定係数に基づく税率の改定案について、何か意見はあるか。

(委員)

意見なし。

(会長)

ここで、今後の本協議会の進め方について確認をする。税率の改定案については、前回の会議で決定したとおり、改定案1を基本に、今回事務局から示された確定係数に基づく税率の改定案に決定することとする。また、今回は、本協議会としての答申案について審議することとしたため、事務局から答申案が送付された際には、各委員、事前の確認をお願いする。これに異議があるか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、次回の会議では答申案について審議することとする。

議題(2) その他

(会長)

事務局から何かあるか。

(保険年金課長)

特になし。

(会長)

委員から質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

	<p>(会長) 議題以外のその他について事務局から何かあるか。</p> <p>(保険年金課長) 次回の第3回の会議は、本協議会の答申案の審議となるが、現在、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していることから、感染拡大防止のため、書面開催としたい。会議日は1月28日(金)とし、あらかじめ事務局から答申案を送付するので、各委員において確認していただき意見があれば、任意の様式により、1月28日(金)午前中までに事務局に提出いただくようお願いする。</p> <p>(会長) それでは、次回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議日を1月28日(金)に設定の上、書面開催とするので、事務局から答申案が送付された際には、各委員において確認し意見があれば事務局まで1月28日(金)午前中までに連絡するようお願いする。頂戴した意見を踏まえ、本協議会としての答申を決定し、字句・数字その他の修正がある場合は会長に一任いただき、後日答申を確定し市長に提出する。これに異議があるか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) それでは、後日答申を確定し市長に提出する。これにて、令和3年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由()	傍聴者： <u> 1 </u> 人
-----------------	--	-------------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課(内線：132)
-------	-------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 _____

被保険者代表委員 _____

保険医等代表委員 _____

公益代表委員 _____